

相原中央公園外24施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

相原中央公園外 2 4 施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公の施設の名称	
相原中央公園	相原根岸せせらぎ公園
相原町根岸児童公園	相原根岸わかば公園
相原坂下児童公園	相原根岸丘の上公園
相原谷戸児童公園	相原中村なかよし公園
相原てんで山児童公園	相原さくがあらく緑地
相原蚕種石児童公園	相原児童遊園
坂下第 2 児童公園	相原ポケット公園
相原橋本公園	相原仲町子ども広場
相原芹沢谷戸公園	相原特別緑地
相原坂下北公園	相原中央公園北緑地
相原お浜御殿公園	相原松ヶ谷戸緑地
相原さくがあらく公園	相原境公園
相原元橋公園	

指定管理者となる団体	東京都町田市相原町 2 2 1 6 番地 1 特定非営利活動法人 レスポール相原 理事 北島 一夫
指 定 の 期 間	2 0 2 4 年 4 月 1 日 から 2 0 2 9 年 3 月 3 1 日 まで